

地方税法等の一部を改正する法律案中修正要綱

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」の提出に伴い、「地方税法等の一部を改正する法律案」を次のように修正する。

第一 題名の修正

題名を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改めることとする。

第二 第一条から第五条までの修正

一 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」に規定される次の措置に関する改正規定の削除等を行うこととする。

1 政策税制の拡充等

(一) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の創設

(二) 個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制の拡充

ア 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加

イ 寄附金税額控除の適用下限額を二千元（現行五千元）に引き下げ 等

(三) 航空機燃料譲与税について、平成二十三年度から平成二十五年度までの間、航空機燃料税の収入額の九分の二（現行十三分の二）に相当する額とする特例措置の創設

(四) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する三％軽減税率（道府県民税一・二％、市町村民税一・八％）の特例等の適用期限の延長並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行時期の延長

(五) 脱税犯に係る法定刑の引上げ

(六) 故意の申告書不提出による脱税犯の創設 等

2 税負担軽減措置等の適用期限の延長等

(一) 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例の適

用期限の延長

(二) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限の延長

(三) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限の延長

(四) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る不動産取得税の税額の減額措置の適用期限の延長

(五) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長

(六) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置に係る取得期限の延長 等

二 その他所要の規定の整備を行うこととする。

第三 施行期日等の修正

第二の修正を踏まえ、施行期日等について、所要の修正を行うこととする。